

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第22号）が本日付で公布され、令和6年4月1日から施行されます。

今回の改正は、売春防止法（昭和31年法律第118号）の一部改正に伴い、職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として、当該職員が売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合を規定している地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。）第26条の3第2号について、当該売春防止法の根拠条文を削除するものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。

記

1 改正の概要

売春防止法の一部改正に伴い、施行規則第26条の3第2号中の職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として規定されている「売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削除する。その他所要の改正を行う。

2 施行期日

令和6年4月1日

3 議会の議員その他非常勤の職員についての取扱い

今回の改正に伴い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤の職員等についても、同様の措置がなされるべきものです。

ついては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付しましたので、実務の参考としてください。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

総 行 安 第 14 号
令和 6 年 3 月 29 日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安 全 厚 生 推 進 室 長
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する件について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 22 号）が本日付で公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

今回の改正は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）の一部改正に伴い、職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として、当該職員が売春防止法第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合を規定している地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号。以下「施行規則」という。）第 26 条の 3 第 2 号について、当該売春防止法の根拠条文を削除するものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の概要

売春防止法の一部改正に伴い、施行規則第 26 条の 3 第 2 号中の職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として規定されている「売春防止法第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削除する。その他所要の改正を行う。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

○総務省令第二十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 松本 剛明

改	正	後
（休業補償又は予後補償を行わない場合） 第二十六条の三 法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一 略」 二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合		
改	正	前
（休業補償又は予後補償を行わない場合） 第二十六条の三 「同上」 「一 同上」 二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合		

附 則	
(届出等)	
第五条の二 [略]	
2 前項の届出をする場合であつて、基金が番号利用法第十九条第八号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該届出に係る情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を明らかにすることができる書類を提出することを要しない。	
附 則	
(届出等)	
第五条の二 [同上]	
2 前項の届出をする場合であつて、基金が番号利用法第十九条第七号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該届出に係る情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を明らかにすることができる書類を提出することを要しない。	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）の一部を改正する規則（案）
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）（昭和四十二年十一月二十七日自治給第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（休業補償を行わない場合） 第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 「略」 二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合		（休業補償を行わない場合） 第七条の二 「同上」 一 「同上」 二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和●年●月●日から施行する。